



日土第 235 号
令和 6 (2024) 年 7 月 24 日

栃木県建設業協会日光支部長 様
建設業労働災害防止協会栃木県支部日光分会長 様

栃木県日光土木事務所長



夏季休暇期間における工事現場の安全管理の徹底について (通知)

県土整備行政につきまして、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴下会員において現在施工中の工事箇所が夏季休暇期間を迎えることから、各工事現場においては、下記事項に留意し、なお一層の安全管理の徹底を図り、事故防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、特に日光市内は世界遺産等を有する観光地であることから、多数の入出が予想されるため、第三者に対する安全確保に万全の御配慮をお願い申し上げます。

なお、現在施工中の施工業者に対しては当事務所から別途通知しておりますが、改めて貴下会員の皆様にも貴職から会員へ周知していただきますようお願い申し上げます。

記

- 工事保安施設の設置及び管理の徹底について
工事箇所への一般者の立ち入り防止に必要な措置を講じるとともに、その管理を徹底すること。
- 一般交通の安全確保について
一般交通の障害となっている現道上の工事箇所については、道路利用者の安全な通行を確保すること。また、必要に応じて注意喚起看板や案内看板等を設置し、安全確保に万全を期すこと。
- 施工者の安全管理について
施工者自らの安全を確保するため適正な安全管理を行い、事故防止に努めること。
- 資機材の保管管理について
資機材点検及び適正な保管管理を行い、事故や盗難の防止に努めること。
- 巡回点検について
現場巡視計画書 (様式-1) により適宜巡回点検を行い、安全確保の徹底を図ること。

栃木県日光土木事務所
企画調査課
Tel0288-53-1212